

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

平成八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等 (市町村振興課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること

とがある旨の告示 (中小企業課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正 (会計課)

◇ 告 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況 (中小企業課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、平成八年一月十二日からその効力を生ずる。

区域を変更する字の名称

大字原字竹山

大字原字福王尻の全域

大字原字福王寺山の全域

大字原字竹山の全域

大字原字江り岩の全域

大字原字三百堀九七三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

大字原字三百堀山九九六、九九七

大字原字八反田一六九三から一七〇九まで

大字原字三百堀のうち九七三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字原字三百堀のうち九九六、九九七以外の区域

大字原字八反田のうち一六九三から一七〇九まで以外の区域

大字原字三百堀山

大字原字三百堀山のうち九九六、九九七以外の区域

大字原字八反田のうち一六九三から一七〇九まで以外の区域

大字原字八反田

廃止する字の名称

大字原字福王尻、大字原字福王寺山、大字原字江り岩

鳥取県告示第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松田医院	倉吉市伊木二〇一六	平成七年十二月一日
北村医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五一	平成七年十二月十六日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成七年十二月十八日
岩井医院	鳥取市朝月一三三	平成七年十二月二十五日
伊藤内科医院	米子市上福原一五〇九一	〃
医療法人十字会 野鳥病院	倉吉市瀬崎町二七一四一	平成七年十二月二十八日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	平成八年一月一日
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五一三	〃
循環器クリニック花園内科医院	米子市東福原三丁目九一	〃

医療法人社団 上原クリニック	倉吉市堺町二丁目九六二二	〃
作野医院	境港市朝日町一一	〃
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一	〃
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一五	〃
西尾歯科	鳥取市富安二丁目五一	〃
白川歯科医院	米子市河岡六一九	〃
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	〃
宮田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷四〇四三一	〃
医療法人社団 ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九五一三	〃
はやし歯科クリニック	鳥取市東品治一一四	平成八年一月五日
財団法人 恵仁会薬局	米子市加茂町二丁目二六	平成七年十二月一日
有限会社 野山堂薬局	境港市本町三〇	〃
有限会社 池田薬局	鳥取市今町二丁目三三三	平成七年十二月十五日
有限会社 セイビ堂薬局	倉吉市宮川町二二九	〃
もりた薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	平成八年一月四日

鳥取県告示第九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社マルイ	マルイ倉吉中央店	倉吉市住吉町七四一外

鳥取県告示第十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成七年一月十日 鳥取県指令受鳥土維第六百六十四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市富安字池田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目一四三  
マキタ建設株式会社  
代表取締役 牧田 俊彦

鳥取県告示第十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年一月二十一日から施行する。

平成八年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

湖山支店	鳥取市湖山町北二丁目	を
湖山北支店	鳥取市湖山町北三丁目	

湖山支店

鳥取市湖山町北二丁目

に、

上後藤支店

米子市上後藤八丁目

を

富士見町支店

米子市富士見町二丁目

上後藤支店

米子市上後藤八丁目

に改める。

公 告

平成7年度第3四半期（10月～12月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成8年1月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成7年度第3四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	0	3	0	3

備 考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成7年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計
件数	4	1	0	0	0	5